

南城市観光振興拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市観光振興拠点施設条例(令和2年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(供用時間)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める供用時間は、午前0時から翌日午前0時までとする。ただし、イベント等で使用することができる時間は、午前6時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用料等の明示)

第4条 施設の使用料及び供用時間その他必要な事項は、施設を利用しようとする者が見やすい所に明示するものとする。

(施設の利用)

第5条 イベント等で利用しようとする者は、南城市観光振興拠点施設利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可申請に対し許可したときは、南城市観光振興拠点施設利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(使用料の徴収)

第6条 条例第9条に規定する使用料は、次により徴収する。

- (1) イベント等で利用する場合の使用料は、利用許可書の交付時に徴収する。
- (2) 駐車場で利用する場合の使用料は、自動車を出場させるときに徴収する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたときは、市長が別に定める方法により徴収する。

(イベント等で利用する場合の使用料の減免等)

第7条 イベント等で利用する場合で、条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催及び共催する行事に利用する場合 全額免除
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内に所在する学校が、教育目的に利用する場合 全額免除
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内に所在する社会教育関係団体が、社会教育に関する事業を主たる目的として利用する場合 全額免除
 - (4) 市内に所在する社会福祉団体が、その事業目的のために利用する場合 全額免除
 - (5) 市内に所在する観光団体が、市民の観光向上のために利用する場合 5割減額
 - (6) その他市長が特に必要と認めた場合 5割減額又は全額免除
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が入場料等を徴収する場合は免除しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
 - 3 利用料を減額又は免除を受けようとする者は、南城市観光振興拠点施設利用料減額・免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、前項の申請により利用料の減免等を決定したときは、南城市観光振興拠点施設利用料減額・免除決定通知書（様式第4号）を利用者に交付する。

（使用料の返還）

- 第8条 条例第11条のただし書きの規定により、既納利用料の返還を受けようとするときは、南城市観光振興拠点施設利用料返還申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請につき利用者の責めに帰することができない理由によると認められた場合に限り返還するものとし、南城市観光振興拠点施設利用料返還決定通知書（様式第6号）を利用者に通知する。この場合において、返還する金額は、その都度決定する。

（破損、汚損の届出）

- 第9条 利用者は、条例第12条の規定により、施設や設備等を破損又は汚損したときは、直ちに南城市観光振興拠点施設破損汚損届（様式第7号）を市長に届けなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 条例第14条の規定により、指定管理者による管理が行われたときは、第3条から第6条までの規定中「市長」とあるものは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条 条例第14条の規定により、市長が指定管理者にその管理する施設の利用にかかる料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合において、この規則中「使用料」とあるものは「利用料金」とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

南城市観光振興拠点施設利用許可申請書

年 月 日

南城市長 殿

申請者
住所
氏名
(又は代表者名) ⑩
連絡先

下記のとおり南城市観光振興拠点施設を利用したいので、南城市観光振興拠点施設
条例施行規則第5条の規定により申請します。

利用目的	
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
利用人数	
利用施設	<input type="checkbox"/> A区画 <input type="checkbox"/> B区画 <input type="checkbox"/> C区画 <input type="checkbox"/> D区画 <input type="checkbox"/> E区画 <input type="checkbox"/> F区画 <input type="checkbox"/> 全区画
備考	

(注)「利用施設」の欄は、利用する施設に係る□内にレを付すこと。

様式第2号（第5条関係）

南城市観光振興拠点施設利用許可書

第 号
年 月 日

殿

南城市長

印

年 月 日付けで申請のあった南城市観光振興拠点施設の利用を下記のとおり許可します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
利 用 人 数	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> A区画 <input type="checkbox"/> B区画 <input type="checkbox"/> C区画 <input type="checkbox"/> D区画 <input type="checkbox"/> E区画 <input type="checkbox"/> F区画 <input type="checkbox"/> 全区画
使 用 料 の 額	円
注 意 事 項	

様式第3号（第7条関係）

南城市観光振興拠点施設利用料減額・免除申請書

年 月 日

南城市長 殿

申請者
住所
氏名
(又は代表者名) ⑩
連絡先

南城市観光振興拠点施設条例施行規則第7条の規定により、次のとおり南城市観光振興拠点施設の使用料の減額・免除を申請します。

利 用 目 的	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> A区画 <input type="checkbox"/> B区画 <input type="checkbox"/> C区画 <input type="checkbox"/> D区画 <input type="checkbox"/> E区画 <input type="checkbox"/> F区画 <input type="checkbox"/> 全区画
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
減免申請の理由	

- (注) 1 「利用施設」の欄は、利用する施設に係る□内にレを付すこと。
2 「減免申請の理由」の欄には、南城市観光振興拠点施設条例施行規則(令和〇年南城市規則第〇号)第7条第1項各号のいずれに該当するかを記入し、同条第2項に該当する場合は、その理由を具体的に記入すること。

様式第4号（第7条関係）

南城市観光振興拠点施設利用料減額・免除決定通知書

第 号
年 月 日

殿

南城市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった南城市観光振興拠点施設の使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

利 用 目 的	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> A区画 <input type="checkbox"/> B区画 <input type="checkbox"/> C区画 <input type="checkbox"/> D区画 <input type="checkbox"/> E区画 <input type="checkbox"/> F区画 <input type="checkbox"/> 全区画
減 免 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
減 免 額	<input type="checkbox"/> 全額 円の徴収を免除する。 <input type="checkbox"/> 円から 割を減額して 円とする。 <input type="checkbox"/> 減免しない。
減免決定の理由	

様式第5号（第8条関係）

南城市観光振興拠点施設利用料返還申請書

年 月 日

南城市長 殿

申請者
住所
氏名
(又は代表者名) ⑩
連絡先

南城市観光振興拠点施設条例施行規則第8条の規定により、次のとおり返還を申請します。

利 用 目 的	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> A区画 <input type="checkbox"/> B区画 <input type="checkbox"/> C区画 <input type="checkbox"/> D区画 <input type="checkbox"/> E区画 <input type="checkbox"/> F区画 <input type="checkbox"/> 全区画
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
返還申請の理由	
返還に係る帰納 使 用 料	年 月 日 ~ 年 月 日 合計 円
備 考	添付書類：利用料領収書の写し

様式第6号（第8条関係）

南城市観光振興拠点施設利用料返還決定通知書

第 号
年 月 日

殿

南城市長

印

年 月 日に申請のあった南城市観光振興拠点施設の利用料の返還については、次のとおり決定します。

利 用 目 的	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> A区画 <input type="checkbox"/> B区画 <input type="checkbox"/> C区画 <input type="checkbox"/> D区画 <input type="checkbox"/> E区画 <input type="checkbox"/> F区画 <input type="checkbox"/> 全区画
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 返還する（ 円） <input type="checkbox"/> 返還しない
返還決定の理由	
備 考	

様式第7号（第9条関係）

南城市観光振興拠点施設破損汚損届

年 月 日

南城市長 殿

申請者
住所
氏名
(又は代表者名) ⑩
連絡先

南城市観光振興拠点施設又は設備等を破損・汚損してしまいました。次のとおり届けます。

破損・汚損した年月日	
破損・汚損した原因	
破損・汚損した施設又は設備等	